

袋井市都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）に基づき、静岡県知事から袋井市長に移譲された都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請)

第2条 法第29条第1項の規定による許可（以下「開発行為の許可」という。）を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条及び第120条の規定により交付を受けた開発区域の登記事項証明書及び地図の写し

(2) 法第33条第1項第12号及び第13号に規定する事項を証する書類

(工事着手の届出)

第3条 開発行為の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事着手届出書（様式第1号）に、工程表（様式第2号）を添付して、市長に届け出なければならない。

(工程報告)

第4条 開発行為の許可を受けた者は、工事があらかじめ市長の指定する工程に達したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(開発行為許可標識の掲示)

第5条 開発行為の許可を受けた者は、開発行為許可標識（様式第3号）を、工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(開発行為の変更許可申請)

第6条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（様式第4号）による。
2 前項の申請書には、省令第28条の3に定めるもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 不動産登記法第119条及び第120条の規定により交付を受けた開発区域の登記事項証

明書及び地図の写し

(2) 法第33条第 1 項第12号及び第13号に規定する事項を証する書類

(開発行為変更の届出)

第 7 条 法第35条の 2 第 3 項の規定による届出は、開発行為変更届出書 (様式第 5 号) に
より行わなければならない。

(建築等制限解除の申請)

第 8 条 法第37条第 1 号の規定による制限の解除を受けようとする者は、開発区域内にお
ける建築等制限解除申請書 (様式第 6 号) を市長に提出しなければならない。

(制限区域内における建築許可の申請)

第 9 条 法第41条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限区域内に
おける建築の許可申請書 (様式第 7 号) を市長に提出しなければならない。

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第10条 法第42条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等
以外の建築等の許可申請書 (様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。

(地位承継の届出)

第11条 法第44条の規定による地位の承継をした者は、遅滞なく、地位の承継届出書 (様
式第 9 号) により市長に届け出なければならない。

(地位承継の承認申請)

第12条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、遅滞なく、地位の承継の承認
申請書 (様式第10号) を市長に提出しなければならない。

(開発登録簿の閲覧所)

第13条 省令第38条第 1 項の規定により設ける開発登録簿閲覧所 (以下「閲覧所」とい
う。)を袋井市役所に置く。

(開発登録簿の閲覧手続)

第14条 法第46条に規定する開発登録簿 (以下「登録簿」という。)を閲覧しようとする者
は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に所定事項を記入の上、係員の承認を得なければな
らない。

(持出しの禁止)

第15条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧時間)

第16条 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

2 閲覧所の休日は、袋井市の休日を定める条例（平成17年袋井市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日とする。

3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日を設定することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（閲覧の拒否等）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

（ 1 ）登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者

（ 2 ）他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（ 3 ）第14条及び第15条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

（登録簿の写しの交付申請）

第18条 法第47条第 5 項の規定による登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（適合証明の申請）

第19条 省令第60条の規定による証明書の交付を請求しようとする者は、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可申請書）

第20条 法第52条の 2 第 1 項の規定による市街地開発事業予定区域内における建築等又は法第57条の 3 第 1 項の規定による施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を受けようとする者は、市街地開発事業等予定区域内等建築等許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書）

第21条 法第65条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、事業地内建築等許可申請書（様式第14号）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（ 1 ）位置図

（ 2 ）配置図

（ 3 ）行為の内容を示す図面

(身分証明書の様式)

第22条 法第27条第 1 項及び第 2 項の証明書は、様式第15号によるものとする。

2 法第82条第 2 項の証明書は、様式第16号によるものとする。

(申請書等の提出部数)

第23条 この規則により市長に提出する申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、都市計画法施行細則（昭和45年静岡県規則第48号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、袋井市都市計画法施行細則第 3 条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の 名 称		
工 事 着 手 完了予定 年月日		年 月 日 着 手 完了予定
工 事 施 行 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所	電話番号
現 場 管 理 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所	電話番号

様式第 2 号（第 3 条関係）

工 程 表

工 種	細別	数量	単位	月			月			月			月			月			月			月			月		
				1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日	1 月 10	11 月 20	21 日
通 歩 計 合	%																										

様式第3号（第5条関係）

100cm以上	
開発行為許可標識	
許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可者	袋井市長
許可を受けた者の住所、氏名（法人 にあっては、名称及び代表者氏名）	
工事施行者住所、氏名（法人にあっ ては、名称及び代表者氏名）	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事現場管理者氏名	電話番号
予定建築物の用途	
80cm以上	

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

次のとおり開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第35条の2第2項の規定により申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	予 定 建 築 物 の 用 途		
	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
	法第34条の該当号及び該当する理由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		
変 更 の 理 由			
開 発 行 為 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
受 付 番 号		年 月 日 第 号	
変更の許可に付した条件			
変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号	

（注）

- 1 印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。
- 4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付してください。

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所（法人にあっては、その
主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号

（注）変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第37条第 1 号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する土地の区域	
予定建築物等の用途、構造	
申請の理由	

添付書類

- 1 申請地位置図... S = 1/1000以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地の位置を赤線で囲み表示してください。
- 2 予定建築物位置図、平面図、立面図... S = 1/100程度、別途建築確認申請と同一のもの
- 3 現況写真...手札判程度の大きさのもの

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その
主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限を受けた内容	
建築物の構造等 （用途、規模、棟数）	
申請の理由	

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第42条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築物等の用途又は用途変更しようとする建築物等の用途	
申請の理由	

地 位 の 承 継 届 出 書

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

(氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名))
を自署する場合は、押印は不要であること。)

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので、届け出ます。

開発行為等許可年月日番号	年 月 日 第 号	
許可に係る地域の名称		
被 承 継 人	住所	
	氏名	
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日		

添付書類 承継の事実を証する書類

地 位 の 承 継 の 承 認 申 請 書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その
主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開 発 行 為 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる地域の名称		
被 承 継 人	住所	
	氏名	
承 継 の 理 由		
権 原 を 取 得 し た 年 月 日		

添付書類 権原の取得を証する書類

開 発 登 録 簿 謄 本 交 付 申 請 書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その
主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿謄本の交付を申請します。

開発行為許可を受けた者の氏名	
開 発 区 域 の 名 称	
謄 本 の 必 要 枚 数	枚
使 用 の 目 的	

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所		
区 域 区 分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域 ☐ 準都市計画区域 ☐ 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域	
用 途 地 域		
開 発 行 為 の 有 無	有 無 (m ²)	
建 築 物 等 の 用 途		
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該 当 条 項 号	
	内 容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 項	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名又は名称	

上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第 号

袋井市長



(注)

- 1 印の部分には、記入しないでください。
- 2 農林漁業者の場合には、その旨の証明書を添付してください。

市街地開発事業等予定区域内等建築等許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第52条の2第1項（第57条の3第1項）の規定により、建築等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築等を行おうとする土地の所在地及び地番	
2 建築等を行おうとする土地の所有者及び占有者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
3 建築等の種類及び内容	
4 建築等を行おうとする時期	

添付書類 位置図、計画平面図、その他市長が必要と認める書類

事業地内建築等許可申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

（氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。）

都市計画法第65条第1項の規定により、建築等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築等を行おうとする土地の所在地及び地番	
2 建築等を行おうとする土地の所有者及び占有者の氏名及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
3 建築等の種類及び内容	
4 建築等を行おうとする時期	

添付書類 位置図、計画平面図、その他市長が必要と認める書類

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第25条第1項の規定による立入り並びに同法第26条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
袋井市長	
	

5.8センチメートル

8.5センチメートル

（裏）

都市計画法抜すい （調査のための立入り等） 第25条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。 （障害物の伐除及び土地の試掘等） 第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。

様式第16号（第22条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第82条第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
袋井市長	印

8.5センチメートル

5.8センチメートル

（裏）

都市計画法抜すい
（立入検査）
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。